

教職員多忙化解消アクションプランⅡ改訂版Q & A

令和4年2月10日

Q 1 今回、アクションプランⅡの改訂を行った理由は。

A 令和3年6月に実施した勤務実態調査の結果から、時間外勤務時間は全体的に削減はされているものの、下げ止まり感があることが明らかとなりました。これまでの取組を継続するだけでは、3年間で時間外勤務時間月80時間を超える教職員の割合を0%、月45時間を超える教職員の割合を3分の1以下にするというアクションプランⅡの目標の達成は難しいことから、今回の改訂を行いました。

Q 2 「Ⅲ 目指すところ」(P2)の2番目の文言が修正された理由は。

A 当初、アクションプランⅡにおいても、旧アクションプランの「目指すところ」の記載に合わせ、「業務繁忙な時期でも、月80時間(週20時間)以内とする。」としていたが、令和3年4月1日から施行された「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」の文言に合わせ、「児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加があった場合」に修正しました。

追加Q 1 具体的にどのような場合が該当するのか。

A 例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し、児童生徒に深刻な影響が生じている、もしくは生じるおそれのある場合などにおいて、児童生徒の指導や、保護者及び関係機関との連絡調整などの業務が想定されます。

追加Q 2 このような場合、規則では100時間以内としており、アクションプランⅡの80時間とは異なっているがなぜか。

A 教育委員会規則で定めた上限の時間は、国の指針に基づいて定めたものですが、アクションプランⅡで定める上限時間は、学校現場の教職員の健康及び福祉の確保を第一に考え、規則の上限よりも厳しい、厚生労働省が示す、いわゆる過労死ラインとされる月80時間としたためです。

Q 3 「部活動の在り方の見直し」に「中学校における休日の部活動の地域移行」(P4)が追加されたが、今後どのように進められていくのか。

A 現在、令和5年度以降の実施に向け、会津若松市において実践研究を行っている段階であるので、今後その成果と課題について研究し、全市町村と共有していく予定です。

Q 4 「統合型校務支援システムの効果的な運用」(P 5)の市町村立学校に対する文言が修正されたが理由は。

A 市町村立学校統合型校務支援システムの在り方検討協議会で決定した内容に基づいて、県教育委員会、市町村、業者との役割分担を明確にし、さらに効率化を進めていくためです。

Q 5 「モニタリング校支援事業の推進」(P 5)にあるモニタリング校とは、どのような学校が選ばれているのか。

A モニタリング校については、市町村立小学校から3校、市町村立中学校から3校、県立高等学校から5校、県立特別支援学校から2校の計13校を選定しています。

選定基準については、地区のバランス及び学校規模を考慮し、選定された学校での取組が他校にも普及できる学校としています。

追加Q 校名は公表しないのか。

A 本来、アクションプランⅡは、全ての公立学校で実践すべきものであって、モニタリング校のみが行うものではありません。モニタリング校の校名が公表されることによって、当該校の教職員の勤務時間等に注目が集まりすぎることにより、当該校の教育活動に支障を来すことがないように、モニタリング校の校名は公表いたしません。

Q 6 「勤怠管理システムによる出退勤時間の管理」(P 6)に追加機能の内容が加わっているが、追加機能によって教職員の多忙化解消につながると考えているのか。

A 追加機能の導入期には、慣れないことから負担が増加したように感じるかもしれませんが、事務処理がスマート化されることによって、事務職員も含む教職員の多忙化解消につながると考えています。

Q 7 「県教育委員会が発信するメールの見直し」(P 7)が追加されたが、どのような趣旨からか。

A 県教育委員会から発信される大量の電子メールの処理が学校現場の多忙化につながっている現状を鑑み、メール発信の必要性について必ず検討するとともに、件名やメール本文を分かりやすい表現にすることや、添付ファイルの数、発信時間帯等に配慮して発信することにより、学校の負担軽減を図ることを目的に追加したものです。

Q 8 「留守番電話の設置（県立学校）」（P 7）が追加されたが、どのような趣旨からか。

A 留守番電話の設置については、平成31年3月18日付け30文科初第1497号通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」において、「非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教師が保護者や外部からの問い合わせ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障が生じないように教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。」とあることを踏まえ、今回、予算を確保した上で実施しました。

各学校において、留守番電話の運用時間帯を適切に設定し、時間外勤務時間の縮減に有効活用してください。

なお、市町村教育委員会においては、すでに設置している団体もありますが、積極的な設置の検討をお願いします。

Q 9 「校務分掌における業務分担の適正化」（P 8）に文言が追加されているが、その趣旨は。

A 教職員の多忙化解消にはスクラップ&ビルドの視点が欠かせませんが、スクラップの取組が進まない状況があることから、各管理職のリーダーシップのもと、関係団体との調整を十分に行った上で、思い切ったスクラップを実施して欲しいとの考えから追加しました。

Q10 「おわりに ～教職員の皆さんへ～」（P12）の内容が変わっているが、その理由は。

A これまで、県教育委員会が中心となり、教職員の多忙化解消に向けて取り組んできました。しかし、依然として長時間勤務を行わなくてはならない状況にある教職員が多数存在していることを重く受け止め、その改善のために新たな取組を追加しました。

これらの新たな取組について、県教育委員会を中心に関係者全員が協力して実践し、教職員の多忙化解消を実現したいという思いを込め、「おわりに」としてまとめました。